

第2回「e-ふくちやま」事業のあり方懇談会

付託事項の報告

目次

はじめに	1
I 事業運営手法の検証・検討	2
1 行政関与や受益者負担の妥当性の検討.....	2
2 事業運営手法の検証・検討	5
II 民間事業者の参入要件や提供サービス内容等の確認.....	14
III 他市の事例	15
1 民営化の事例	15
2 GFの事例	17

平成26年10月

「e-ふくちやま」事業のあり方懇談会専門部会

はじめに

「e-ふくちやま」事業のあり方懇談会専門部会は、第1回「e-ふくちやま」事業のあり方懇談会において、指名を受けた4名の委員で構成し、去る8月11日に第1回目、8月25日に第2回目の専門部会を開催し、付託事項について検討を進めた。

検討にあたって、まず、第1回懇談会では、事業の現状を踏まえ、各委員で意見交換を行ったところであり、第1回懇談会で出された意見を概括すると。

- ① 「テレビとインターネットを分けて考え、特にインターネットは経費のかからない方法の検討が必要」、「公共施設マネジメントの考え方も尊重しなければならない」など事業の運営手法のあり方に関する意見。
- ② 「使用料、加入金の設定などに無理があったのでは」など使用料等のあり方に関する意見。
- ③ 「事業の赤字を増やすことで税金の使い方を問われるのは当然」など事業の財政運営のあり方に関する意見。
- ④ 「民間企業ではとっくに財政破綻している。民営化を図るべし」、「急速な技術革新への対応など、公が担う時代ではない」など事業の民営化に関する意見。
- ⑤ 「参入してきている民間事業者の動向や今後の計画を知りたい」など民間事業者の参入動向等の確認に関する意見。
- ⑥ 公設民営で事業展開している他市事例による受益者負担のあり方に関する意見などである。

このような意見を受け、今後の具体的な検討を進めるため、Ⅰ事業運営手法の検証・検討、Ⅱ民間事業者の参入要件や提供サービス内容等の確認、Ⅲ他市の事例、Ⅳ今後の望ましい事業運営方法の検討など概ね4つの事項に集約し、懇談会から専門部会へ付託された事項として検討を進めた。

また、第2回専門部会での市民・利用者との意見交換を行ったところであり、次のような意見があり概括すると。

- ① 事業の具体的な見直しのための代替案の提示と検討が必要。
- ② テレビとインターネットを切り離した事業運営方法の検討。
- ③ 値上げするとしてもできるだけ安い使用料の設定。
- ④ 「e-ふくちやま」事業に要した費用に関する全市的な観点での受益者負担のあり方。
- ⑤ 民間事業者の参入で本事業の存在価値を問われている。
- ⑥ 予測できる範囲で長期的なビジョンを立てる一方、財政状況や放送通信環境の変化に即応した対応が必要。
- ⑦ 防災、観光、医療情報などの市民のくらしに役立つ情報提供が必要。

これらの意見を踏まえ、今回付託されたⅠ～Ⅲの事項について、次のとおり報告する。
なお、Ⅳについては、本報告についてのご意見等を参考に、今後検討を進めることとする。

I 事業運営手法の検証・検討

1 行政関与や受益者負担の妥当性の検討

事業開始当初は、民間事業者の参入が見込めない地域で、光ファイバー網によるブロードバンド環境を構築し、情報格差是正のための行政施策として実施してきたが、情報通信環境の急激な変化や利用状況などから、行政が今後も継続して関わるべきかを再確認するため、一般的な検討モデルを参考に本事業の行政関与の妥当性について、改めて点検を行った。

(1) 公的関与の範囲（下表の○は、本事業が該当）

下表は、公的関与の範囲を事務事業の性質別に表したものであり、下表の区分のいずれにも該当しない事務事業については、公的関与の範囲外であり、市の関与の必要性はないと考えられるため、事業の廃止又は民営化を検討することになる。

区分	事務事業の性質	行政と民間の活動領域	
1	法律で実施が義務づけられている事務事業	行政	
2	受益の範囲が不特定多数の市民におよび、サービス対価の徴収ができない事務事業		
3	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事務事業		
4	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために、必要な規制、監視指導、情報提供、相談などを目的とした事務事業	行政	民間
5	個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網（セーフティ・ネット）を整備する事務事業		
⑥	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事務事業	行政	民間
⑦	民間のサービスだけでは市域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事務事業		
8	市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事務事業	行政	民間
9	特定の市民や団体を対象としたサービスであって、サービスの提供を通じて、対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事務事業		

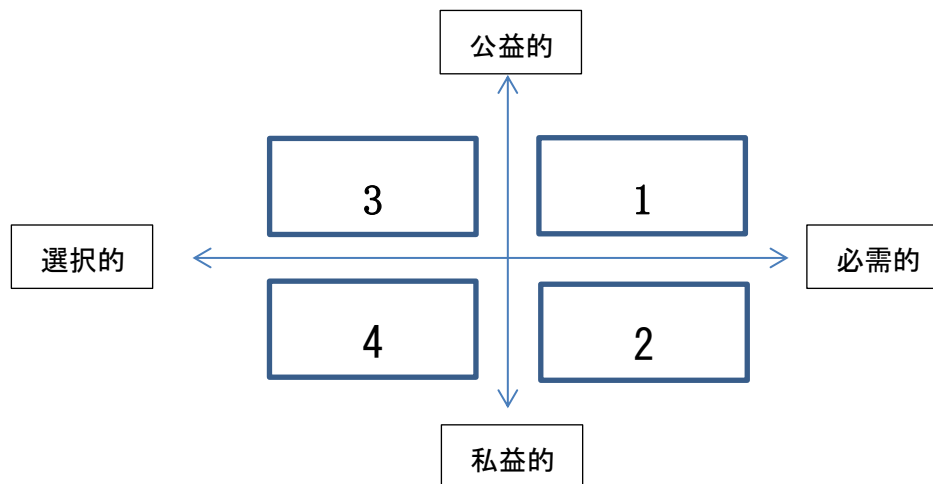
(2) 関与の妥当性（下表の○は、本事業が該当）

公的関与の範囲内の事務事業であっても、その後の社会経済情勢の変化や市民ニーズの低下、厳しい財政状況等を考慮すると、関与の妥当性が薄れている場合がある。下表の区分に該当する事務事業については、関与の妥当性が薄れており、市の関与の必要性も低下していると考えられることから、廃止、民営化、縮小あるいは関与の手法を含めた事務事業のあり方を検討することになる。

区分	関与の妥当性が薄れている事務事業
①	事業開始時と比較して社会経済情勢が変化、あるいは目的が既に達成されるなど、実施意義が低下している事務事業
②	利用者数が減少するなど市民ニーズが低下、あるいは市民ニーズと比較してサービスの供給が過剰となっている事務事業
3	府や他都市の水準と比較したとき、サービスの対象範囲や水準を見直す余地がある事務事業
4	国又は府において、同種のサービス提供が行われている事務事業
⑤	民間の活動を阻害、あるいは民間と競合している事務事業
6	限られた財源の中で実施すべき緊急性が認められない事務事業

(3) 公費負担と受益者負担の点検（下表の○は、本事業が該当）

特定の利用者に限ってサービスを提供するような場合は、利用する者と利用しない者との負担の公平の観点から、利用者に適正な受益者負担を求めることを検討する。この場合、公費負担と受益者負担の関係については、一般的には事務事業の性質に応じ、下表のように区分することができるが、このうち区分2～4に該当する事務事業については、負担の公平の観点から受益者負担が必要であり、国や他都市の水準、同種・類似の事業の水準との比較検討を行い、受益者負担の水準が適切でない場合には積極的に見直しを図る必要がある。



区分	事務事業の性質	公費負担と受益者負担
1	受益者は不特定多数の市民で市民生活に必要なサービス（公益的－必需的サービス）	公費負担中心
②	受益者は特定の市民で市民生活に必要なサービス（私益的－必需的サービス）	公費負担と受益者負担の組み合わせ
3	受益者は不特定多数の市民で市民の側で選択可能なサービス（公益的－選択的サービス）	受益者負担と公費負担の組み合わせ
④	受益者は特定の市民で市民の側で選択可能なサービス（私益的－選択的サービス）	受益者負担中心

以上から、行政関与やその妥当性については、急速に変化する情報通信技術への対応や、現在では、民間事業者が提供可能なサービスであることから、今後は、100%行政が関与すべき事業ではなく、むしろ民間事業者の豊富で安定したサービスを楽しんだほうが、利用者である市民サービスは向上する。

また、受益者負担の妥当性について、本事業の収益部分である使用料や加入金は、500円と2,000円（税抜）となっており、近隣市と比較するとかかなり安い料金設定となっており、歳出である整備事業費や維持管理費を賄えない状況が永続的に発生し、巨額の一般財源（市税）を投入し赤字補填している状況である。

今後必要になる設備機器等の更新時期を迎えることから、難視聴地域の行政支援策とはいえ、巨額の財政負担は、全市民で負担しているものであり、テレビ視聴というサービス提供に対する応分の負担については、現行で収支を賄うための市の負担額の試算（後述）を考慮する中で、今後継続して安定した事業運営を行うには、市財政の将来的な展望に立った財源配分と事業収支のバランスを考慮した使用料等の再設定が必要である。

(4) 公共施設マネジメントの観点から

公共施設マネジメントによる更新時期を迎えた公共施設の再配置の検討基準である公共施設マネジメントのポートフォリオによる評価をテレビ・インターネット分けて施設更新の必要性を検証した。

ポートフォリオは下記で示すように、公共施設が持つ価値を2つの指標を使って、それぞれ3段階に分類して優先度の高いものを抽出するというもので、市民ニーズ・利用度と義務的施設であるかどうか（法的な位置づけ等）といった2つの指標を設定し、評価パターンを作成しており、更新優先度等を判断する際の有効な手段として活用する。

有効利用市民ニーズ・高	高	統合 または 移譲	更新 または 統合	更新
低利用市民ニーズ・中	中	統合 または 廃止	統合 または 移譲	更新 または 統合
未利用市民ニーズ・低	低	廃止	移譲 または 廃止	統合 または 移譲
更新＝機能維持のため施設を建替えること（公が機能を担う） 統合＝他施設との複合化で機能を移転すること（公が機能を担う） 移譲＝機能を民間事業者または地域社会で移管させること（民が機能を担う） 廃止＝機能維持をしないため施設を建替えせず解体すること		低	中	高
		民間・代替 可能施設及び サービス	準義務的 施設及び サービス	義務的 施設及び サービス

※1 義務的施設とは、市庁舎、消防施設、供給処理施設（ゴミ処理場）など。準義務的施設とは、小中学校、保育所、社会教育、福祉系施設など。

※2 本事業でいう統合とは、提供サービスを維持するものの、コストの削減等を図るため、手法等の変更を行うもの。

テレビ再送信サービスについては、対象世帯に対してほぼ100%の利用状況であり、利用者のニーズは高い状況であり、今後「統合または移譲」を検討すべきものと判断できる。インターネットの加入状況は、加入率が目標値の23%程度であることから低利用の状況であり、「統合または廃止」の検討が必要であると判断できる。両方とも民間事業者の代替可能なサービスであり、特にインターネットサービスについては、利用状況や今後の利用者の推移予測などから、民間事業者への移譲を視野にいれた検討が必要である。

2 事業運営手法の検証・検討

(1) 各事業運営手法の検証（課題の抽出）

これまでの整備状況、財政状況、利用状況等を踏まえ、公設公営、公設民営、民設民営を基本に、事業環境を分析し、今後の検討課題の抽出を行った。

検証の視点（課題）	公設公営	公設民営	民設民営
①伝送路や機器など設備のバージョンアップなど高度化する技術への対応。	提供サービスの向上や財源確保など、急速に高度化する情報技術へのタイムリーでスムーズな対応は行政では非常に困難。	施設は、行政が保有するため、インフラ整備など財源の確保への対応が不透明。	独自の技術開発から営業展開や維持管理まで一貫した体制を有しており、民間事業者本来の使命を果たす意味からも対応可能。
②人口減少や民間事業者のブロードバンド整備エリアへの参入による大幅な市場の縮小。	自主的な民間事業者の参入は、自由競争であり食い止めることはできない。	民間事業者の企業努力による対応が必要。	利用者確保のため、順次自主的なサービス展開を実施。
③高速インターネットサービスの民間事業者への乗り換えによりさらに急激な利用者の減少。	サービス利用の選択権は利用者であり、利用者の減少を食い止めるようなサービス提供は現状では困難。		
④民間事業者とのサービス格差。	民間事業者ではBS・CS・光テレビなどの豊富なチャンネルや光電話など含めたサービスメニューでキャッシュバックなどのキャンペーンも実施するなど、民間事業者と競合するサービス提供等は行政では、非常に困難。	独自の技術開発から営業展開や維持管理まで一貫した体制のもと、顧客ニーズにあった独自の豊富なサービスメニューを持っている。	
⑤ブロードバンド整備地域への民間事業者の参入状況の把握。	行政と民間事業者との役割分担の再検討が必要。	利用者確保のため、順次自主的なサービス展開を実施。	
⑥テレビ再送信サービスは利用率が 97.1%であり、インターネット利用者は、目標値 3,000 件対して約 23%の利用。	テレビ再送信サービスは、維持継続が必要。インターネットサービスは、維持管理費や民間事業者の参入状況から事業継続の必要性は薄い。	独自の豊富なサービスメニューで対応可能。	
⑦回線の貸付や現行の加入金や使用料では、事業収支を維持できないことから受益者負担のあり方の見直しが必要。	テレビ再送信サービスは、現時点ではテレビ難視聴対策として政策的な料金設定としていることから、持続可能な事業運営を維持するためには、使用料・加入金の値上げは、避けて通れない状況。	企業努力による採算ベースを考慮した独自の料金体系により対応。	
⑧平成 18 年度の初期整備から現在の運営保守の段階ですでに多額の収支不足であり、今後機器の更新時期を迎えることになるため、さらに初期投資以上の巨額の財政負担が必要。	※後述の試算のとおり	※後述の試算のとおり	※後述の試算のとおり
⑨地域イントラネットコンテンツの利用状況の確認とサービスのスクラップアンドビルドが必要。	利用状況等を勘案し、コンテンツのスクラップを図る。	民間事業者の光ファイバー網を賃貸するなど対応可能。	

以上から、現在本事業がかかえる主要な課題を概ね次の 3 つに集約した。

- 1 急速に変化する情報通信技術や設備機器更新への対応、2 民間事業者の参入によるインターネット利用者の激減、3 累積する財政赤字
これらの課題解決の手法等については、次項より検討を進める。

(2) 事業運営方法の仕分け

今後の事業運営手法の検討を進めるため、まずは、テレビとインターネットの運営手法を複数設定し、公営及び民営に分け、下記の6案を設定した。

この6案について、3つの課題解決の状況や財政シミュレーションを比較・検討する。

案	区分	公営	民営
1	テレビ再送信 (TV)	FTTH	×
	インターネット (BB)	FTTH	×
2	テレビ再送信 (TV)	FTTH	×
	インターネット (BB)	×	○
3	テレビ再送信 (TV)	GF	×
	インターネット (BB)	WIMAX など	×
4	テレビ再送信 (TV)	GF	×
	インターネット (BB)	×	○
5	テレビ再送信 (TV)	○ (公設)	○
	インターネット (BB)	○ (公設)	○
6	テレビ再送信 (TV)	×	○
	インターネット (BB)	×	○

GF：ギャップファイラーとは、電波の届きにくい地域や場所の受信特性を改善する装置のこと。
 送信所からの電波が高い建物などにさえぎられると、その陰となる地域には電波が届きにくくなり、電波の弱い地域（隙間：ギャップ）が出来る。そのような“ギャップ”に向かって電波を再送信することによって、“すき間”を埋める装置がギャップファイラーである。
 地上デジタル放送では、大都市の市街地、鉄道路線、地下鉄、地下道など、電波が届かない場所に対する対策として、ギャップファイラー装置の設置が進められている。特にデジタルラジオ放送やワンセグ放送などの携帯電話機と連携する通信と放送の融合サービスの普及、および緊急災害放送の重要性という2点の視点から、携帯電話と同じように地下街やトンネル内などの電波遮へい空間での対策が課題となっている。

(3) 事業運営手法別と課題の整理

事業運営手法については、現行も含め6案を設定し、前述で集約した3つの課題を解決するために最も有利な手法を選択するために、事業運営別で比較したものである。どの運営手法をとっても一長一短はあるが手法の選択基準は、3つの課題解決をバランスよく解決できるかにある。

案	区分	公営	民営	課題		
				急速に変化する情報通信技術や設備機器更新への対応	民間事業者の参入によるインターネット利用者の激減	累積する財政赤字
1	TV	FTTH	×	<ul style="list-style-type: none"> 変化する情報通信技術への対応について、行政では、民間事業者のような能動的なアクションは難しく、現在の情報通信環境を維持することで精一杯の状況。 設備機器等の更新については、初期投資と同額程度の費用が必要になり、本事業が採算ベースでないことや有利な財源にも限りがある中、極めて不安定な要素が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主的な民間事業者の対象地域への参入により、サービス利用の選択権が発生した以上、競合するサービスとして、利用者の減少を食い止めるような継続したサービス提供は行政では極めて困難な状況。 	<ul style="list-style-type: none"> 試算のとおり。 持続可能な事業運営を維持するためには使用料・加入金の値上げは、避けて通れない状況。
	BB	FTTH	×			
2	TV	FTTH	×	<ul style="list-style-type: none"> 伝送路は、基本的に放送・通信の共通基盤であり、通信を廃止したとしても、通信エリアと放送エリアの切り分けが困難なことから、基本的には、現状の光ファイバーを維持することになり、センターの通信関連のみの機器の使用を廃止することになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者の BB 空白地帯への展開支援が必要になる。 テレビ再送信は、いずれにしても維持継続が必要。インターネットは、維持管理費や民間事業の参入状況等から事業継続の必要性は薄い。 	<ul style="list-style-type: none"> 試算のとおり。 維持管理費や機器の更新経費は、一定削減できるとしても多額の維持が必要になり、加入金・使用料の値上げは避けて通れない。
	BB	×	○			
3	TV	GF	×	<ul style="list-style-type: none"> 無線による再整備であり、他市の事例が少ないため、本市対象エリアで対応できるかどうかの検証や、施設構築費、維持管理経費、機器の更新対応が必要になる。 地上波の無線伝達方式になるため、4K・8K への技術革新への対応や、アンテナの設置など、通常のメンテナンスも含めた維持管理などへの対応が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> テレビ再送信は、いずれにしても維持継続が必要。インターネットは、維持管理費や民間事業の参入状況等から事業継続の必要性は薄いことから、WIMAX などの無線ブロードバンド方式は、今後の運営リスクや財政リスクを考慮すると詳細な検証が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 加入金・使用料の事業収支に見合う料金設が必要になり、現行の料金設定では対応できず、案2と同様に値上げは避けて通れない。 ※WIMAX については、民間事業者への移行若しくはサービス利用を前提とし、試算しない。
	BB	WIMAX など	×			
4	TV	GF	×	※案3のTVと同様。		
	BB	×	○	※案2のBBと同様。		
5	TV	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 公設民営方式であり、独自の技術開発から営業展開や維持管理まで一貫した体制のもと、顧客ニーズにあった独自の豊富なサービスメニューを持っており、放送通信事業者として、安定したサービス提供ができる。 機器設備は、市が所有することになるが、施設・機器の民間仕様による再整備費用や更新対応が必要になる。 地域イントラネットは、民間事業者の光ファイバー等を賃貸する。 		<ul style="list-style-type: none"> 試算のとおり。 TVの使用料等は、民間事業者の約款によることから、現行より安くなることはない。 使用料等の減免は、一定の制限が発生する。
	BB	○	○			
6	TV	×	○	<ul style="list-style-type: none"> 民設民営方式であり、独自の技術開発から営業展開や維持管理まで一貫した体制のもと、顧客ニーズにあった独自の豊富なサービスメニューを持っており、放送通信事業者として、安定したサービス提供ができる。 民間事業者の仕様による再整備費用の支援が必要となる。 地域イントラネットは、民間事業者の光ファイバー等を賃貸する。 		
	BB	×	○			

(4) 事業手法別での財政運営の比較 (まとめ)

案	区分	公営	民営	平成 28 年から平成 40 年までの事業収支の試算 (単位: 千円)	採算ベースを想定した場合の 1 世帯当たりの構築運営費の試算比較 (単位: 円)		
					年間の事業収支	算定基礎額	市の負担額
1	TV	FTTH	×	▲8,228,731	632,979,308	562,648,274	8,921
	BB	FTTH	×				
2	TV	FTTH	×	▲7,053,349	542,565,308	482,280,274	8,347
	BB	×	○				
3	TV	GF	×	案 4 で試算、WIMAX は試算していない。			
	BB	WIMAX など	×				
4	TV	GF	×	▲3,823,338	294,102,923	244,102,923	4,225
	BB	×	○				
5	TV	○ (公設)	○	▲6,425,634	494,279,538	444,279,538	7,044
	BB	○ (公設)	○				
6	TV	×	○	▲2,990,395	230,030,385	180,030,385	2,854
	BB	×	○				

項目	試算の考え方
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 世帯当たりの負担額は、事業収支均衡額を想定し各手法を比較するために試算したものであり、案 5、6 の民営による使用料とは直接リンクしない。 ・ 案 1～4 にかかる加入金は考慮していない。 ・ 利用者は、平成 25 年度末の TV : 4,565 世帯、BB : 691 世帯の数字を使用した。 ・ 地域イントラ分にかかる経費は、除外している。 ・ 1 世帯当たりの負担額は、月額で必要なる額。
案 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営経費は、平成 26 年度予算額を採用した。 ・ 地域イントラネット構築費及び運営経費は、算定基礎額から 1/9%分を除外した。 ・ 1 世帯当たりの負担額は、算定基礎額/5,256 世帯/12。
案 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営経費は、案 1 の 90%を見込んだ。 ・ 地域イントラネット構築費及び運営経費は、算定基礎額から 1/9%分を除外した。 ・ 1 世帯当たりの負担額は、算定基礎額/4,815 世帯/12。(民間 BB 空白地帯 250 世帯プラスした。)
案 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ GF は、案 4 の試算を参照。
案 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設費及び運営経費は、他市の事例を参考にした。 ・ 施設は、7 年で更新することとした。1 世帯当たりの負担額は、算定基礎額/4,815 世帯/12。(民間 BB 空白地帯 250 世帯プラスした。) ・ 民間事業者の BB 空白地帯への整備支援費を盛り込んでいる。
案 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設は、市が保有するため、案 1 と同様の更新とした。 ・ 使用料等負担額は、算定基礎額/5,256 世帯/12。
案 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者が現在自主展開していない対象地域への再整備費用を市が支援 (補助) することとした。 ・ 1 世帯当たりの負担額は、算定基礎額/5,256 世帯/12。

(5) 事業手法別での財政運営の試算 (詳細)

案1の試算

		(単位:千円)													
区分説明	年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	合計
歳入	1 補助金等														0
	2 合併特例債	252,000	317,000	352,000	161,000										1,082,000
	3 N H K助成金														0
	4 携帯事業者負担金														0
	5 加入金	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	1,118
	6 使用料	21,570	21,246	20,922	20,598	20,274	19,950	19,626	19,302	18,978	18,654	18,330	18,006	17,682	255,138
	7 通信回線貸付料	4,237	3,271	2,305	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	25,043
	8 雑入	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	13,000
	9 緊急雇用繰入														0
	10 交付税繰入	342,029	347,435	353,019	355,308	316,836	266,605	190,912	153,047	106,367	56,520	0	0	0	2,488,078
— 計	620,922	690,038	729,332	539,515	339,719	289,164	213,147	174,958	127,954	77,783	20,939	20,615	20,291	3,864,377	
歳出	11 整備事業	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	130,000
	12 保守管理事業	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	2,145,000
	13 保守管理事業(人)	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	96,200
	14 サポート運用事業														0
	伝送路更新						243,000	489,000	482,000	867,000	1,027,000				3,108,000
	放送関係更新	195,000	228,000	226,000				73,300	70,700	195,000	228,000	226,000			1,442,000
	通信関係更新	121,000	169,000	214,000	202,000			10,500	73,000	76,500	121,000	169,000	214,000	202,000	1,572,000
	16 予備費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	26,000
	17 合併特例債償還金	488,614	496,336	504,314	507,583	452,624	380,866	272,733	218,640	151,954	80,744	0			3,554,408
	18 一時借入金	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	19,500
— 計	990,514	1,079,236	1,130,214	895,483	638,524	809,766	1,031,433	1,030,240	1,476,354	1,642,644	580,900	399,900	387,900	12,093,108	
収支	▲ 369,592	▲ 389,198	▲ 400,882	▲ 355,968	▲ 298,805	▲ 520,602	▲ 818,286	▲ 855,282	▲ 1,348,400	▲ 1,564,861	▲ 559,961	▲ 379,285	▲ 367,609	▲ 8,228,731	
累計	379,592	399,198	410,882	365,968	308,805	530,602	828,286	865,282	1,358,400	1,574,861	569,961	389,285	377,609		

説明 (H25年度までは、実績額。事業収支の均衡を保つため、過疎基金(平成28年度まで)を含む一般会計からの繰入を行っている。)

1	—
2	11の整備事業の補助金を除いた部分に合併特例債を適用。合併特例債：地方債(借金)で事業費の95%までを借り入れることができ、元利償還金(元金と利子)の70%が普通交付税で措置される。維持管理経費には適用できない。
3	—
4	—
5	現年滞繰含むH21:1,518件、H22:93件、H23:2,228件、H24:409件、H25:95件、H26以降は現年分のみとし、平成25年度実績新規43件をベースに毎年40件の新規申込があると仮定した。
6	現年滞繰含むH21:1,451件、H22:1,547件、H23:3,543件、H24:3,701件、H25:4,275件、H26以降は現年分のみとし、平成25年度実績(新規43件、解約86件)をベースに毎年50件ずつ減少すると仮定した。
7	光ファイバーの貸付料。インターネットの利用にかかるプロバイダーである近畿コンピュータサービス、携帯電話事業者NTTドコモ、上下水道部へ光ファイバー貸付している。平成26年度以降は毎年100件インターネット利用が減少すると仮定した。
8	支障移転に係る公共補償、建物総合損害共済災害共済金ほか。平成26年度以降は1,000千円の歳入があると仮定した。
9	—
10	元利償還金の約70%程度の繰り入れ措置額。
11	地域イントラネット基盤整備、FTTH網の幹線及び引込、サブセンターの整備費等に要した経費。平成26年度以降は、毎年40件の新規申込があると仮定した。
12	近畿コンピュータサービスへの建物賃借料及び運営保守管理料に要する経費。H27以降は、同額で推移すると見込んだ。
13	担当職員一人に要する経費。
14	—
15	機器設備等の更新に要する経費で伝送路15年、放送関連8年、通信関連7~9年で計画。基本の耐用年数(適化法総務省基準)は、光ファイバー10年、通信業設備9年、放送業設備6年となっている。
16	不測の事態に対応するための経費。保守管理及び整備工事の約1%を見込んでいます。
17	合併特例債の返済に要する経費。
18	財源確保のために金融機関から一時的に借り入れた場合の利子対応に要する経費。

案2での試算

		(単位：千円)													
区分説明	年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	合計
歳入	1 補助金等														0
	2 合併特例債	156,000	182,400	180,800											519,200
	3 N H K助成金														0
	4 携帯事業者負担金														0
	5 加入金	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	1,118
	6 使用料	21,570	21,246	20,922	20,598	20,274	19,950	19,626	19,302	18,978	18,654	18,330	18,006	17,682	255,138
	7 通信回線貸付料	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523	19,799
	8 雑入	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	13,000
	9 緊急雇用繰入														0
	10 交付税繰入	341,852	338,588	330,465	313,586	250,900	178,340	111,214	86,944	59,324	33,721	0	0	0	2,044,934
— 計	522,031	544,843	534,796	336,793	273,783	200,899	133,449	108,855	80,911	54,984	20,939	20,615	20,291	2,853,189	
歳出	11 整備事業	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	130,000
	12 保守管理事業	165,000	165,000	148,500	148,500	148,500	148,500	148,500	148,500	148,500	148,500	148,500	148,500	148,500	1,963,500
	13 保守管理事業(人)	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	96,200
	14 サポート運用事業														0
	15 伝送路更新						243,000	489,000	482,000	867,000	1,027,000				3,108,000
	放送関係更新	195,000	228,000	226,000				73,300	70,700	195,000	228,000	226,000			1,442,000
	通信施設構築費支援		200,000												200,000
	16 予備費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	26,000
	17 合併特例債償還金	488,361	483,697	472,093	447,980	358,429	254,772	158,878	124,206	84,749	48,173	0	0	0	2,921,338
	18 一時借入金	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	19,500
— 計	869,261	1,097,597	867,493	617,380	527,829	667,172	890,578	846,306	1,316,149	1,472,573	395,400	169,400	169,400	9,906,538	
収支	▲ 347,230	▲ 552,754	▲ 332,697	▲ 280,587	▲ 254,046	▲ 466,273	▲ 757,129	▲ 737,451	▲ 1,235,238	▲ 1,417,589	▲ 374,461	▲ 148,785	▲ 149,109	▲ 7,053,349	
累計	357,230	562,754	342,697	290,587	264,046	476,273	767,129	747,451	1,245,238	1,427,589	384,461	158,785	159,109		

説明 (H25年度までは、実績額。事業収支の均衡を保つため、過疎基金(平成28年度まで)を含む一般会計からの繰入を行っている。)

1	—
2	11の整備事業の補助金を除いた部分に合併特例債を適用。合併特例債：地方債(借金)で事業費の95%までを借り入れることができ、元利償還金(元金と利子)の70%が普通交付税で措置される。維持管理経費には適用できない。
3	—
4	—
5	現年滞繰含むH21:1,518件、H22:93件、H23:2,228件、H24:409件、H25:95件、H26以降は現年分のみとし、平成25年度実績新規43件をベースに毎年40件の新規申込があると仮定した。
6	現年滞繰含むH21:1,451件、H22:1,547件、H23:3,543件、H24:3,701件、H25:4,275件、H26以降は現年分のみとし、平成25年度実績(新規43件、解約86件)をベースに毎年50件づつ減少すると仮定した。
7	光ファイバーの貸付料。インターネットの利用にかかるプロバイダーである近畿コンピュータサービス、携帯電話事業者NTTドコモ、上下水道部へ光ファイバー貸付している。平成26年度以降は毎年100件インターネット利用が減少すると仮定した。
8	支障移転に係る公共補償、建物総合損害共済災害共済金ほか。平成26年度以降は1,000千円の歳入があると仮定した。
9	—
10	元利償還金の約70%程度の繰り入れ措置額。
11	地域イントラネット基盤整備、FTTH網の幹線及び引込、サブセンターの整備費等に要した経費。平成26年度以降は、毎年40件の新規申込があると仮定した。
12	近畿コンピュータサービスへの建物賃借料及び運営保守管理料に要する経費。H27以降は、同額で推移すると見込んだ。平成30年度からは、90%を想定。
13	担当職員一人に要する経費。
14	—
15	機器設備等の更新に要する経費で伝送路15年、放送関連8年、通信関連は廃止した。基本の耐用年数(適化法総務省基準)は、光ファイバー10年、通信業設備9年、放送業設備6年となっている。
16	不測の事態に対応するための経費。保守管理及び整備工事の約1%を見込んでいる。
17	合併特例債の返済に要する経費。
18	財源確保のために金融機関から一時的に借り入れた場合の利子対応に要する経費。

案4の試算

		(単位：千円)													
区分説明	年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	合計
歳入	1 補助金等														0
	2 合併特例債	8,000	160,000	128,000											296,000
	3 N H K助成金														0
	4 携帯事業者負担金														0
	5 加入金	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	1,118
	6 使用料	21,570	21,246	20,922	20,598	20,274	19,950	19,626	19,302	18,978	18,654	18,330	18,006	17,682	255,138
	7 通信回線貸付料	1,523	1,523	1,523											4,569
	8 雑入														0
	9 緊急雇用繰入														0
	10 交付税繰入	277,379	204,378	131,818	72,693	69,568	48,858	33,721							838,415
— 計	308,558	387,233	282,349	93,377	89,928	68,894	53,433	19,388	19,064	18,740	18,416	18,092	17,768	1,395,240	
歳出	11 整備事業	10,000	10,000	10,000											30,000
	12 保守管理事業	165,000	165,000	165,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	1,145,000
	13 保守管理事業(人)	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	96,200
	14 サポート運用事業														0
	伝送路撤去費用				150,000	150,000									300,000
	15 GF構築費	10,000	200,000	160,000						12,000	240,000	192,000			814,000
	通信施設構築支援費	200,000													200,000
	16 予備費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	26,000
	17 合併特例債償還金	488,126	471,650	430,362	396,257	291,969	188,312	103,848	99,384	69,797	48,173				2,587,878
	18 一時借入金	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	19,500
— 計	884,026	857,550	776,262	622,157	517,869	264,212	179,748	175,284	157,697	364,073	267,900	75,900	75,900	5,218,578	
収支	▲ 575,468	▲ 470,317	▲ 493,913	▲ 528,780	▲ 427,941	▲ 195,318	▲ 126,315	▲ 155,896	▲ 138,633	▲ 345,333	▲ 249,484	▲ 57,808	▲ 58,132	▲ 3,823,338	
累計	585,468	480,317	503,913	528,780	427,941	195,318	126,315	155,896	138,633	345,333	249,484	57,808	58,132		

説明 (H25年度までは、実績額)

- 1 —
- 2 GF構築費用に対する合併特例債の摘要
- 3
- 4
- 5 現年滞繰含むH21:1,518件、H22:93件、H23:2,228件、H24:409件、H25:95件、H26以降は現年分のみとし、平成25年度実績新規43件をベースに毎年40件の新規申込があると仮定した。
- 6 現年滞繰含むH21:1,451件、H22:1,547件、H23:3,543件、H24:3,701件、H25:4,275件、H26以降は現年分のみとし、平成25年度実績(新規43件、解約86件)をベースに毎年50件づつ減少すると仮定した。
- 7 光ファイバーの貸付料であるが、自営のFTTHは所有しないことから、民間事業者に譲渡することを想定した。
- 8 —
- 9 —
- 10 元利償還金の約70%程度の繰り入れ措置額。
- 11 —
- 12 年間の維持管理費10,000円。地域イントラネットとして民間事業者の光ファイバーを50,000千円で借用することを想定した。
- 13 担当職員一人に要する経費。
- 14 —
- 15 通信施設構築費は、民間事業者のブロードバンド空白地帯への支援費用。
- 16 不測の事態に対応するための経費。保守管理及び整備工事の約1%を見込んでいる。
- 17 合併特例債の返済に要する経費。
- 18 財源確保のために金融機関から一時的に借り入れた場合の利子対応に要する経費。

案5（公設民営）の試算

		(単位：千円)													
区分説明	年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	合計
歳入	1 補助金等														0
	2 合併特例債	252,000	317,000	352,000	161,000										1,082,000
	3 NHK助成金														0
	4 携帯事業者負担金														0
	5 加入金	86	86												172
	6 使用料	21,570	21,246												42,816
	7 通信回線貸付料	4,237	3,271												7,508
	8 雑入	1,000	1,000												2,000
	9 緊急雇用繰入														0
	10 交付税繰入	342,029	347,435	353,019	355,308	316,836	266,605	190,912	153,047	106,367	56,520				2,488,078
— 計	620,922	690,038	705,019	516,308	316,836	266,605	190,912	153,047	106,367	56,520	0	0	0	3,622,574	
歳出	11 整備事業	10,000	10,000												20,000
	12 保守管理事業	165,000	165,000												330,000
	13 保守管理事業(人)	7,400	7,400												14,800
	14 サポート運用事業														0
	伝送路更新						243,000	489,000	482,000	867,000	1,027,000				3,108,000
	15 放送関係更新	195,000	228,000	226,000				73,300	70,700	195,000	228,000	226,000			1,442,000
	通信関係更新	121,000	169,000	214,000	202,000			10,500	73,000	76,500	121,000	169,000	214,000	202,000	1,572,000
	16 予備費	2,000	2,000												4,000
	17 合併特例債償還金	488,614	496,336	504,314	507,583	452,624	380,866	272,733	218,640	151,954	80,744				3,554,408
	18 一時借入金	1,500	1,500												3,000
— 計	990,514	1,079,236	944,314	709,583	452,624	623,866	845,533	844,340	1,290,454	1,456,744	395,000	214,000	202,000	10,048,208	
収支	▲ 369,592	▲ 389,198	▲ 239,295	▲ 193,275	▲ 135,788	▲ 357,261	▲ 654,621	▲ 691,293	▲ 1,184,087	▲ 1,400,224	▲ 395,000	▲ 214,000	▲ 202,000	▲ 6,425,634	
累計	379,592	399,198	239,295	193,275	135,788	357,261	654,621	691,293	1,184,087	1,400,224	395,000	214,000	202,000		

説明 (H25年度までは、実績額)	
1	—
2	設備の更新等に必要経費に適用した。平成32年で合併特例債は発行期限が満了する。
3	—
4	—
5	—
6	平成30年度以降は、民間事業者の収益となる。
7	
8	
9	—
10	元利償還金の約70%程度の繰り入れ措置額。
11	
12	平成30年度以降は、民間事業者の運営による。
13	
14	
15	機器設備等の更新に要する経費で伝送路15年、放送関連8年、通信関連7~9年で計画。基本の耐用年数（適化法総務省基準）は、光ファイバー10年、通信業設備9年、放送業設備6年となっている。
16	平成30年度以降は、民間事業者の運営による。
17	合併特例債の返済に要する経費。
18	平成30年度以降は、民間事業者の運営による。

案6（民設民営）の試算

		(単位：千円)													
区分	説明	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	合計
歳入	1 補助金等														0
	2 合併特例債	113,000													113,000
	3 N H K助成金														0
	4 携帯事業者負担金														0
	5 加入金	86	86												172
	6 使用料	21,570	21,246												42,816
	7 通信回線賃付料	4,237	3,271												7,508
	8 雑入	1,000	1,000												2,000
	9 緊急雇用繰入														0
	10 交付税繰入	342,230	356,801	342,182	299,478	211,717	139,157	53,692	35,511	33,721	33,721	0	0	0	1,848,210
— 計	482,123	382,404	342,182	299,478	211,717	139,157	53,692	35,511	33,721	33,721	0	0	0	2,013,706	
歳出	11 整備事業	10,000	10,000												20,000
	12 保守管理事業	165,000	165,000												330,000
	13 保守管理事業(人)	7,400	7,400												14,800
	14 サポート運用事業														0
	15 再整備支援事業負担金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000				1,000,000
	16 伝送路更新														0
	16 放送関係更新														0
	16 通信関係更新	142,000													142,000
	17 FTTH等撤去費				300,000										300,000
	18 通信回線使用料			50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	550,000
	19 予備費	2,000	2,000												4,000
	20 合併特例債償還金	488,901	509,716	488,831	427,825	302,453	198,795	76,703	50,731	48,173	48,173				2,640,301
22 一時借入金	1,500	1,500												3,000	
— 計	916,801	795,616	638,831	877,825	452,453	348,795	226,703	200,731	198,173	198,173	50,000	50,000	50,000	5,004,101	
収支		▲ 434,678	▲ 413,212	▲ 296,649	▲ 578,347	▲ 240,736	▲ 209,638	▲ 173,011	▲ 165,220	▲ 164,452	▲ 164,452	▲ 50,000	▲ 50,000	▲ 50,000	▲ 2,990,395

説明 (H25年度までは、実績額)
1 —
2 民営化までの必要最小限度の更新費用に適用する。
3 —
4 —
5 —
6 平成30年度以降は、民間事業者の収益となる。
7 —
8 —
9 —
10 元利償還金の約70%程度の繰り入れ措置額。
11 —
12 平成30年度以降は、民間事業者の運営による。平成30年度からは、地域イントラネットは民間事業者の光ファイバーを賃貸する。
13 —
14 —
15 民間事業者への再整備に要する補助金。
16 民営化までの必要最小限度の更新費用。
17 既存のFTTH等の撤去費用
18 民間事業者への回線賃付料
19 平成30年度以降は、民間事業者の運営による。
20 合併特例債の返済に要する経費。
21 平成30年度以降は、民間事業者の運営による。
22 平成30年度以降は、民間事業者の運営による。

Ⅱ 民間事業者の参入要件や提供サービス内容等の確認

第2回専門部会において、本市で実績のある民間事業者であるNTT及びケイ・オプティコム2社と意見交換を行い、参入の意向や条件等を確認し、次のとおり整理した。

◆ 民間事業者との意見交換結果の概要

項目	ケイ・オプティコム	NTT西日本京都支店
対象地域への参入意向	有	有（開局していないのは12ビル中4ビル） ※4ビルは、上六、佐賀、雲原金山、有路下
既存施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社基準のものでしか責任をもった維持管理ができないことから、基本的に財産の譲渡はできない。（公設民営方式、民設民営方式とも民間事業者の仕様による再整備費への支援が必要になる。） 	
整備条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民設民営(eo光) （民設民営22自治体で実績あり） ・ 対象地域へ民間事業者が再整備費を行い民間事業者の事業収支の差額を市が負担する方式。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公設民営 or 民設民営（フレッツ光） （全国で多数の事例あり） ・ 対象地域へ民間事業者が再整備費を行い民間事業者の事業収支の差額を市が負担する方式。
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ、インターネットともケイ・オプティコムのサービス内容による。 ・ テレビについては、市の要請による難視聴地域への独自メニューの設定が可能（※他市事例有） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ フレッツ光により、インターネット、光テレビ、などのNTTサービス内容による。 ・ テレビについては、市の要請による難視聴地域への独自メニューの設定が可能（※他市事例有）
使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット4,900円を基本とし、テレビ、電話等のセットメニューとなる。キャンペーンが適用されれば、3年間トータルの費用負担はかなり安くなるケースもある。 ・ 難視聴地域へのテレビについては、各自治体で独自メニューを設定しており、1,500円から2,000円の料金設定が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット3,810円を基本とし、テレビ、電話等のセットメニューとなる。フレッツテレビは、これに660円プラスで視聴できる。最大2か月の料金無料サービスも受けられる。 ・ 難視聴地域へのテレビについては、各自治体の独自メニューの設定が可能。

Ⅲ 他市の事例

1 民営化の事例

(1) 新潟県A市

➤ ケーブルテレビ施設導入区の状況

地域	整備目的	設備更新を含めた年間の平均損失額	状況
【①区】 H16.4月開局 整備時加入率 85.7%	旧町村が抱える課題を一体的に解消できる優れた施設として先駆的に導入地域における快適な情報通信基盤が確保された。	▲3,300万円	加入者一世帯当たり年間3万円の赤字
【②区】 H17.3月開局 整備時加入率 97.5%		▲4,000万円	
【③区】 H18.1月開局 整備時加入率 88.3%		▲4,700万円	

➤ 現状

- ・急速な技術革新により市内でも様々なサービスが民間主導で普及。
- ・技術革新の進展に伴い、高度な専門知識や技術力が要求され、行政によるサービス提供が年々困難な状況。

➤ 今後の収支予測

- ・過疎、高齢化に伴う人口減により加入数、収入が減。
- ・設備の経年劣化に伴う、修繕や更新に係る支出が増。

➤ 課題

- ・現状の事業収入では運用経費を賄えず、収支の不均衡が改善されない。
- ・設備の維持管理、更新の財源が確保されていない。
- ・市が運営していることで、民間の通信事業者の参入が周辺地域と比較し遅れている。

➤ 今後の見通し

- ・市直営で継続するには、施設の維持管理費を料金収入で賄うため、基本サービスの月額利用料金を1,700円を5,000円程度まで値上げが必要になる。
- ・情報通信技術の高度化に合わせた行政での運用の維持が困難であり、サービスの縮小が必要になる。

将来的にも安心して利用でき、利用者の負担をできるだけ少なくするためには

事業見直し方針案

平成27年3月までに民営化により、施設・運営を全て民間事業者に任せる

(2) 兵庫県B市

① 民営化にあたって

B市ケーブルビジョンは、多くの多くのテレビ難視聴地域を有するB市において、これまで地域の情報化に必要な事業として継続してきた。しかし、施設整備後20数年が経過し、機器の耐用年数の経過や施設の老朽化に伴い、今後事業を継続する上で必要な整備費・維持費等は、10年間で約30億円(市一般財源)を試算し、また、通信技術の発達、市民ニーズの多様化、民間事業者の市内への進出等、時代の流れを受けて、ケーブルテレビ事業のあり方を検討した。

その結果、「地域のお届けする」ケーブルテレビの良いところはそのままに、より高い水準で情報サービスを提供するために、ケイオプティコム(関西電力グループ)のeo光事業への移行を決定した。

② 意向スケジュール

区分・年度	25	26	27	28	29
B市ケーブルビジョン	平成28年度でサービス終了				
eo光サービス	平成28年度からサービス開始				
地元説明会		各地域で開催			
加入者契約変更			移行手続き		

③ 料金メニュー(抜粋)(月額)

(単位:円)

料金コース	現行料金	eo光メニュー	初期費計
B市限定コース	1,800	1,890	52,500(新規のみ)
地デジ・BSコース	1,800	3,190	12,600(標準工事費)
地デジ・BS、eo光ネット(100M)、eo光電話コース	5,480	6,500	3,150(手数料)
地デジ・BS、eo光ネット(1G)、eo光電話コース	5,480	6,800	3,150(手数料)

2 無線共聴（GF：ギャップフィラー）施設改修による事例（和歌山県C町）

（1）ギャップフィラー（Gap Filler）とは

放送電波が山間部などの地理的条件や高層ビルなどの建造物で遮られ電波が届かない地域（Gap：隙間）に、小さな出力の電波で難視聴地域を解消する中継設備（Filler：詰めもの、埋めるもの）です。

アナログ時代の解消方法は、ケーブルによる共同受信施設（共聴）で対応してきましたが、デジタル方式の採用により電波で解消する方法が可能となり、システムとしては、ケーブルによる共同受信施設と同じように、良好に受信できる受信点でいったん電波を受信して、簡易な送信装置『ギャップフィラー』で無線により各家庭に配信するもので、無線共聴施設とも呼称されている。

（2）和歌山県C町の状況

① 難視聴エリア

全世帯約4,600世帯のうち、対象世帯は、約3,200世帯（約69.56%）

② 事業手法を決定した理由

事業手法検討にあたって、アナログ共聴組合のデジタル改修やCATVも検討したが、組合の高齢化や事業費負担、維持管理に限界があることやCATV整備は莫大な経費がかかることから、無線によることで電波配信を主としているため有線配信に比べ災害にも強く、携帯電話やカーナビ等でもワンセグ受信が可能であり、事業費もCATVに比べ格段に抑えられることから無線共聴（GF：ギャップフィラー）施設改修を選択した。

③ 工事の概要

項目	内容	備考
①事業費	255,990千円	財源：国庫補助金85,330千円、過疎債等170,660千円
②維持管理経費	約10,000千円（年間）	設備保守点検委託料、電気料、修繕料、電波使用料、電柱共架料ほか
③使用料・加入金	・使用料はなし ・加入金30,000円	加入金は、維持管理経費に充てている
④工事概要	・受信局60局 ・一部FTTHを活用	工事期間：平成21年3月24日～平成22年3月30日 設計業者は、プロポーザルで決定
⑤インターネット	民間事業者の提供による	非ブロードバンド地域は、約1,500世帯でADSLで対応
⑥その他	・各戸の受信アンテナは自主整備	